

★中小企業者の設備投資などをサポート『経営力向上計画』で「稼ぐ力」をアップ！

～ 即時償却・税額控除など、3つのメリットを活用！ぜひ、一度概要を確認下さい！～

◆はじめに ～経営力向上計画とは？～

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

◆経営力向上計画 主なメリット(3点)

----- 経営力向上計画のメリットは大きく3つ -----

① 税制優遇

即時償却 又は **税額控除** が利用可能

※税額控除は、最大10%

中小企業経営強化税制（法人税・所得税）の活用により、即時償却 又は 税額控除が可能

対象設備	令和7年3月31日までに導入した対象設備
利用できる方	資本金1億円以下の法人、個人事業主など
要件	生産性が年平均1%以上向上する設備であることなど

② 金融支援

融資 や **信用保証** などの支援措置により、**資金調達がスムーズ**に

日本政策金融公庫による融資等様々な支援が受けられます。

③ 法的支援

事業継承などに関する法的な特例措置を受けられます。



認定を受けられる
「特定事業者等」
の種類・規模

- **会社**または**個人事業主**
- **医業、歯科医業**を主たる事業とする法人（医療法人等）
- **社会福祉法人・特定非営利活動法人**
- 従業員数：**2,000人以下**

また、企業組合・協業組合・事業協同組合も経営力向上計画の認定を受けることができます。

認定事業の活用事例



酒造

1797年の創業以来地元に着した清酒の製造を行っている会社が、県外への出荷や海外への積極的な輸出に取り組むため、中小企業等経営強化法に基づく支援措置を活用し、品質の維持向上のための各種装置を導入する。

メリット

海外需要の取り込み、地元農家とコラボした県外への商品出荷のためには品質維持につながる機械投資が必要でした。大きな投資でしたので、税制優遇の支援措置を受けることができ、とても助かっています。



◆さいごに・・・

この機会に経営力向上計画の認定を受け、各種税制の優遇措置（即時償却・税額控除）や資金繰り支援などを活用してみたいかがでしょうか？ 計画書の作成について、詳しくは、リタネッツ事務局までご相談ください。